4　所有者等不明の土地への立入り等の手続の整備

主務大臣等は、その職員に土地又は水面への立入り等をさせるための土地所有者等への通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地等の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならないこととし、この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から一四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなすものとすることとした。（第一三条第四項関係）

5　輸入品等の検査等の創設

㈠　主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができるものとすることとした。（第二四条の二第一項関係）

㈡　㈠による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができるものとすることとした。（第二四条の二第二項関係）

㈢　㈡による命令の手続及び基準は、主務大臣が主務省令で定めることとするとともに、その基準を定めるときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとすることとした。（第二四条の三関係）

6　罰則

㈠　偽りその他不正の手段により特定外来生物の放出等の許可を受けた者等は、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第三二条関係）

㈡　許可の条件に違反して特定外来生物の放出等をした者等は、一年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第三三条関係）

㈢　その他所要の罰則を整備することとした。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三九号）（環境省）

1　題名及び目的の変更（第一条関係）

この法律について、題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に変更し、目的をフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講ずることとすることとした。

2　定義（第二条関係）

㈠　フロン類について「使用の合理化」とは、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいうこととした。

㈡　特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充塡、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいうこととした。

㈢　「第一種フロン類充塡回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収することを業として行うことをいうこととした。

㈣　「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）を業として行うことをいうこととした。

3　フロン類の使用の合理化に係る措置（第九条～第一五条関係）

㈠　主務大臣は、フロン類の製造業者等がフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関して判断の基準となるべき事項を定めることとした。

㈡　主務大臣は、指定製品（フロン類使用製品のうち、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度の低減に関し指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定めることとした。

4　特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

主務大臣は、第一種特定製品の管理者が第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置に関して判断の基準となるべき事項を定めることとし、第一種特定製品の管理者に係るフロン類算定漏えい量の報告義務等に関する所要の規定を設けることとした。（第一六条～第二六条関係）

5　フロン類の充塡を業として行う者の登録制度の導入等（第二七条～第四九条関係）

㈠　第一種フロン類充塡回収業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないこととした。

㈡　第一種特定製品整備者は、第一種特定製品へのフロン類の充塡を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければならないものとし、第一種フロン類充塡回収業者は、主務省令で定めるフロン類の充塡に関する基準に従い第一種特定製品へのフロン類の充塡を行わなければならないこととした。

㈢　第一種フロン類充塡回収業者等について、フロン類の充塡を証する書面又はフロン類の回収を証する書面に係る所要の規定を設けることとした。

6　フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入等（第五〇条～第六二条関係）

㈠　第一種フロン類再生業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととし、第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行うときは、主務省令で定める基準に従って、フロン類の再生を行わなければならないこととした。

㈡　第一種フロン類再生業者等について、フロン類の再生を行ったことを証する書面に係る所要の規定を設けることとした。

7　フロン類破壊業者に係る措置

フロン類破壊業者等について、第一種フロン類再生業者からのフロン類の引取義務及びフロン類を破壊したことを証する書面の交付義務等に係る所要の規定を設けることとした。（第六三条～第七三条関係）

8　罰則等

フロン類若しくは指定製品の製造業者等又は第一種特定製品の管理者等について、主務大臣等による報告徴収及び立入検査の対象とすることとするとともに、罰則について所要の規定を設けることとした。（第九一条及び第九二条並びに第一〇三条～第一〇九条関係）

9　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（法律第四〇号）（厚生労働省）

一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正関係

1　特別給付金国債（四回目継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面二〇〇万円、一〇年償還の無利子の国債を支給することとした。（第三条、第四条及び附則第二項関係）